

I 平成25年度埼玉県農業再生協議会事業計画

1 基本方針

平成25年度から農業者戸別所得補償制度が経営所得安定対策に名称変更したが、本協議会では、引き続き対策の推進及びこれの円滑な実施と需要に応じた米の生産を推進するとともに、麦・大豆等の戦略作物の生産振興を図る。

さらに、本対策の目的である農業経営の改善、自給率の向上を図るため、県耕作放棄地対策協議会、県担い手育成総合支援協議会と連携して、担い手の問題、農地の問題などについて、関係機関が一丸となって取り組む。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策推進事業に関すること

ア 経営所得安定対策の普及推進活動

対策の普及広報資料の作成と地域協議会への配付等により、対策の内容について農業者に周知し、普及推進を図る。また、事務システム操作研修会を開催し、対策に係る事務の円滑な実施を支援する。

イ 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の検討

米の生産数量目標の設定ルールについて、地域の第三者機関的組織として、意見具申する。

ウ 産地資金の要件の検討

水田活用の直接支払交付金における産地資金の助成内容について意見具申する。

エ その他

その他、経営所得安定対策の円滑な実施に必要な活動を実施する。

(2) 県耕作放棄地対策協議会活動に関すること

ア 耕作放棄地再生利用のための検討会開催及び制度の啓発・普及

耕作放棄地再生利用のための再生作業者を含めた検討会を開催するとともに必要な制度等について周知や先進事例等の紹介を行う。

イ 地域協議会に対する指導・助言

地域協議会の設立や事業実施のための相談活動と担当者会議を開催する。

ウ 被災者営農継続支援

被災者が耕作放棄地を解消し、営農を再開するための補助金の管理及び交付を行う。

エ 広域利用調整活動

県域を越えた農地利用調整活動として、農業参入希望者等に対し空き農地情報や農業技術の習得、資金調達、農地取得、施設・機械等の整備などの情報を

収集し、県のホームページで提供する。また、企業等の農業参入に関して相談会・説明会等開催するほか、相談に対応する。

(3) 県担い手育成総合支援協議会活動に関すること

ア 集落営農組織の法人化支援

経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の法人化に向け、集落営農組織の構成員や地域の担い手育成担当者を対象に、法人設立や会計・税務に関する研修会を開催するほか、他都道府県の情報収集・提供を行う。

イ 協議会活動

担い手協議会の行動計画である担い手育成のアクションプログラムを策定するとともに、関係機関団体等の連携協調を密にし、担い手育成のための推進を図る。

ウ 経営改善・能力向上支援活動

効率的・安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組もうとする農業者に対して、各種支援策のPRを図るとともに、研修会の開催、情報収集・提供を行う。

エ 法人化のための推進支援

農業法人の育成に取り組む指導者等に対して、研修会の開催や情報提供を行う。

オ 水田経営所得安定対策の収入減少緩和対策の積立金管理業務

制度の円滑な実施を図るため、収入減少緩和対策積立金についての適正な管理及び返納事務を行う。

(4) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業に関すること

ア 大豆・麦等生産体制確立推進事業

大豆・麦等について地域が一体となって行う以下の取組を支援する。

- (ア) 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- (イ) ほ場条件の改善に向けた取組
- (ウ) その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組